

答 申 第 2 0 9 号  
平成17年12月21日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成17年2月28日付け保指第919号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年1月25日付けで提起された平成17年1月4日付け保指第769号及び平成17年1月19日付け保指第816号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月4日付け保指第769号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成17年1月19日付け保指第816号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が平成16年2月25日までに安房郡鋸南町の介護保険の通所介護事業者としての介護報酬の不正受給を承知しているのに、関係部署が何もしていないことはありえず、取得または作成した文書が存在しないことではない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 実施機関が把握しているところでは、介護保険の通所介護事業者である鋸南町は介護報酬の不正受給をした事実はない。よって、開示請求の対象となる行政文書は作成又は取得していない。

イ 異議申立人は、「実施機関が平成16年2月25日までに鋸南町の介護保険の通所介護事業者として介護報酬の不正受給を承知している。」と主張するが、実施機関が把握しているところでは、同町の介護報酬の不正受給はなく、実施機関が承知しているとの主張は当たらない。

したがって、「関係部署が何もしていないことはありえず、取得又は作成した文書が存在しないことではない。」との主張は理由がない。

(2) 本件決定2について

ア 異議申立人は、行政文書開示請求の中で、通所介護事業者である鋸南町の違法行為について述べているが、実施機関が把握しているところで

はそのような事実はない。

したがって、開示請求の対象となる行政文書は作成又は取得していない。

イ 異議申立人は、行政文書開示請求の中で、「H16.12.21付け知第24号で対象文書がありながら」と主張しているが、知第24号は鋸南町の通所介護事業の違法行為を裏付けるものではない。

したがって、実施機関が行った不開示決定の判断に影響を与えるものではない。

ウ 異議申立人は、「実施機関が平成16年2月25日までに鋸南町の介護保険の通所介護事業者として介護報酬の不正受給を承知している。」と主張しているが、実施機関が把握しているところでは、同町が介護報酬の不正受給をした事実はなく、実施機関が不正受給を承知しているとの主張は当たらない。

したがって、「関係部署が何もしていないことはありえず、取得又は作成した文書が不存在なことはない。」との主張は理由がない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件請求について

本件異議申立てに係る行政文書開示請求は、平成16年12月5日付けで「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町の介護報酬の不正受給に関する書類(国審査分、保指分)」(以下「本件請求1」という。)について、また、平成16年12月22日付けで「通所介護事業者の鋸南町の違法行為について、H16.12.21付け知第24号で対象文書がありながら、関係部署が放置してよい根拠についてわかる書類(国審査分、保指分)」(以下「本件請求2」という。)についてなされたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求1及び本件請求2に記載された「(国審査分、保指分)」とは、保険指導課が保有する行政文書を対象とした請求であると解釈し、開示請求に係る行政文書の有無を調査したが、該当する行政文書は作成又は取得していないとして、本件請求1に対し本件決定1を、本件請求2に対し本件決定2を行ったものである。

##### (2) 平成16年12月21日付け知第24号の行政文書について

異議申立人は、本件請求2において「H16.12.21付け知第24号で対象文書がありながら」と主張するので、同日付け知第24号を確認したところ、同文書は、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町の介護

報酬の不正受給に関する書類」についての行政文書開示請求に対し、県民から「あきこホットライン」に寄せられた文書を総合企画部知事室から関係課に送付した際の「あきこホットライン（FAX）について（送付）」の決裁文書を特定し、部分開示決定したものであった。

なお、「あきこホットライン」は、実施機関が、知事執務室に専用のメールアドレス及び専用のファックスを設け、県民等からの意見を聞くものである。

(3) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は存在しないとしているので、以下検討する。

ア 実施機関は、実施機関が把握しているところでは、介護保険の通所介護事業者の鋸南町について、介護報酬の不正受給をした事実及び違法行為の事実はなく、また、平成16年12月21日付け知第24号は、鋸南町の通所介護事業の違法行為を裏付けするものではない旨説明し、実施機関が不正受給を承知しているとの異議申立人の主張は当たらないとする。

イ これに対し、異議申立人は、鋸南町の介護報酬の不正受給及び通所介護事業者の鋸南町の違法行為について、客観的事実に基づく具体的な主張をしておらず、また、実施機関の説明を覆す事情もないことから、異議申立人の主張は、もっぱら異議申立人の主観に存するものと言わざるを得ない。

ウ 実施機関は、前記アのとおり介護保険の通所介護事業者としての安房郡鋸南町について、不正受給の事実及び違法行為の事実はなく、また、保険指導課が保有する行政文書を調査したうえで、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は存在しないと説明し、その他存在をうかがわせる事情も認められないことから、これを是認するほかなく、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は存在しないと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求1及び本件請求2に対し、不存在を理由に不開示とした本件決定1及び本件決定2は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 1	諮問書の受理
17. 4. 5	実施機関の理由説明書の受理
17. 9. 26	審議
17. 10. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成17年10月27日現在)